

○総務省令第七十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第四条第三号、第四条の二第二項、第二十八条、第二十九条及び第三十八条の規定に基づき、電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月十日

総務大臣 鈴木 淳司

電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(免許を要しない無線局)

第六条 「略」

〔2・3 略〕

4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

〔一〇四 略〕

五 一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五MHz及び一、八九三・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたもの、一、八八五・二四八MHz以上一、九〇四・二五六MHz以下の周波数の電波であつて、一、八八五・二四八MHz及び一、八八五・二四八MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたもの又は一、八九一MHz、一、八九七・四MHz、一、八九九・一MHz、一、八九九・二MHz、一、九〇一MHz、一、九〇九・一MHz、一、九一一・六MHz若しくは一、九二四・一MHzの周波数の電波を使用し、空中線電力が二四〇ミリワット以下であつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの（以下「デジタルコードレス電話の無線局」という。）

〔六〇十一 略〕

第六条の二の四 法第四条の二第二項の総務省令で定める無線局は、次に掲げる無線局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するものとする。

〔一・二 略〕

三 デジタルコードレス電話の無線局であつて、一、八八五・二四八MHz以上一、九〇四・二五六MHz以下の周波数のうち、一、八八五・二四八MHz及び一、八八五・二四八MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたもの並びに一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものに限る。）
一、八九一MHz、一、八九九・一MHz、一、九〇九・一MHz及び一、九一四・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。）
並びに一、九一一・六MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一〇MHzのものに限る。）

〔四 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(免許を要しない無線局)

第六条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

〔一〇四 同上〕

五 一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五MHz及び一、八九三・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたもの、一、八八五・二四八MHz以上一、九〇四・二五六MHz以下の周波数の電波であつて、一、八八五・二四八MHz及び一、八八五・二四八MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたもの又は一、八九一MHz、一、八九七・四MHz、一、八九九・一MHz、一、八九九・二MHz、一、九〇一MHz若しくは一、九二四・一MHzの周波数の電波を使用し、空中線電力が二四〇ミリワット以下であつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの（以下「デジタルコードレス電話の無線局」という。）

〔六〇十一 同上〕

第六条の二の四 「同上」

〔一・二 同上〕

三 デジタルコードレス電話の無線局であつて、一、八八五・二四八MHz以上一、九〇四・二五六MHz以下の周波数のうち、一、八八五・二四八MHz及び一、八八五・二四八MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたもの並びに一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものに限る。）
一、八九一MHz、一、八九九・一MHz、一、九〇九・一MHz及び一、九一四・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。）
並びに一、九一一・六MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一〇MHzのものに限る。）

〔四 同上〕

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(混信防止機能)
 第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

六 デジタルコードレス電話の無線局については、次に掲げる機能

イ 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九三・六五㎒以上一、九〇五・九五㎒以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五㎒及び一、八九三・六五㎒に三〇〇㎒の整数倍を加えたものを使用するものをいう。以下同じ。）及び時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八八五・二四八㎒以上一、九〇四・二五六㎒以下の周波数の電波であつて、一、八八五・二四八㎒及び一、八八五・二四八㎒に一、七二八㎒の整数倍を加えたものを使用するものをいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

ロ 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九七・四㎒、一、八九九・二㎒及び一、九〇一㎒の周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇㎒のものに限る。）一、八九一㎒、一、八九九・一㎒、一、九〇九・一㎒及び一、九一四・一㎒の周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇㎒のものに限る。）をいう。以下同じ。）並びに一、九一一・六㎒の周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一〇㎒のものに限る。）については、施行規則第六条の二第二号又は第三号に規定する機能

〔七〇十二 略〕

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
〔一〇六 略〕	[略]	[略]
七 次に掲げる送信設備	[略]	[略]

(混信防止機能)
 第九条の四 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 〔同上〕

イ 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九三・六五㎒以上一、九〇五・九五㎒以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五㎒及び一、八九三・六五㎒に三〇〇㎒の整数倍を加えたものを使用するものをいう。以下同じ。）及び時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八八五・二四八㎒以上一、九〇四・二五六㎒以下の周波数の電波であつて、一、八八五・二四八㎒及び一、八八五・二四八㎒に一、七二八㎒の整数倍を加えたものを使用するものをいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

ロ 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九七・四㎒、一、八九九・二㎒及び一、九〇一㎒の周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇㎒のものに限る。）並びに一、八九一㎒、一、八九九・一㎒及び一、九一四・一㎒の周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇㎒のものに限る。）をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第二号又は第三号に規定する機能

〔七〇十二 同上〕

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 〔同上〕

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
〔一〇六 同上〕	[同上]	[同上]
七 次に掲げる送信設備	[同上]	[同上]

(一) 略 (九) 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の送信設備 「八〇二十 略」	
---	--

〔2〕5 略
 (副次的に発する電波等の限度)
 第二十四条 略
 〔2〕23 略
 24 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯 「略」 一、〇〇〇MHz以上一、八八〇MHz未満 一、八八〇MHz以上一、九〇六・一MHz以下	副次的に発する電波の限度 「略」 「略」 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が二ナノワット以下の値。ただし、一、八八〇・〇五MHz以上一、九〇六・〇五MHz以下であつて、一、八八〇・〇五MHz及び一、八八〇・〇五MHzに一〇〇MHzの整数倍を加えた二六一波のうち任意の連続する一〇波については、一MHzの帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値、又は、一、八八〇・〇一五MHz以上一、九〇六・〇八五MHz以下であつて、一、八八〇・〇一五MHz及び一、八八〇・〇一五MHzに三〇MHzの整数倍を加えた八七〇波のうち任意の二波については、三〇MHzの帯域幅における平均電力が二五〇ナノワット以下の値
---	---

(一) 略 同上 「新設」 「八〇二十 同上」	
-------------------------------	--

〔2〕5 同上
 (副次的に発する電波等の限度)
 第二十四条 同上
 〔2〕23 同上
 24 同上

周波数帯 「同上」 一、〇〇〇MHz以上一、八九三・五MHz未満 一、八九三・五MHz以上一、九〇六・一MHz以下	副次的に発する電波の限度 「同上」 「同上」 次のいずれかの値 一 一、八九三・五五MHz以上一、九〇六・〇五MHz以下であつて、一、八九三・五五MHz及び一、八九三・五五MHzに一〇〇MHzの整数倍を加えた二二六波において一MHzの帯域幅における平均電力が二ナノワット以下の値。ただし、当該二二六波の周波数のうち任意の連続する一〇波については、一MHzの帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値 二 一、八九三・五一五MHz以上一、九〇六・〇八五MHz以下であつて、一、八九三・五一五MHz及び一、八九三・五一五MHzに三〇MHzの整数倍を加えた四二〇波において三〇MHzの帯域幅における平均電力が〇・〇六ナノワット以下の値
--	---

[略]	[略]
-----	-----

〔25〕34 略

(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備)

第四十九条の八の二の二 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として同一の構内又はそれに準ずる場所として列車内、船舶内及び航空機内において固定して使用されるもの(無線通信を中継する機能を備えるものを除く)、電気通信回線に接続されないものであって同一の構内又はそれに準ずる場所として列車内、船舶内及び航空機内において移動して使用されるものを含む。)をいう。以下同じ。)から時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機以外のもの(無線通信を中継する機能を備えるものを除く。))をいう。以下同じ。)への送信(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の中継機(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機とデジタルコードレス電話の子機との間の通信を中継するものをいう。以下この条において同じ。))により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては、時分割多重方式を使用する時分割複信方式広帯域デジタルコードレス電話の親機への送信(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の中継機により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては、時分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。ただし、時分割複信方式におけるフレーム構成及び使用する電波の周波数の選択は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

〔ロ〕ホ 略

〔二〕略

2 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機の無線設備は、前項に規定する条件のほか、二以上の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機相互間で行われる無線通信であつて、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機を介さない無

[同上]	[同上] ただし、当該四二〇波の周波数のうち任意の二波については、三〇μの帯域幅における平均電力が二五〇ナノワット以下の値
------	--

〔25〕34 同上

(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備)

第四十九条の八の二の二 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 通信方式は、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として固定して使用されるもの(無線通信を中継する機能を備えるものを除く。))をいう。以下同じ。)から時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機以外のもの(無線通信を中継する機能を備えるものを除く。))をいう。以下同じ。)への送信(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の中継機(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機との間の通信を中継するものをいう。以下この条において同じ。))により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては、時分割多重方式を使用する時分割複信方式広帯域デジタルコードレス電話の子機から時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機への送信(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の中継機により中継されるものを含む。)を行う場合にあつては、時分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。ただし、時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

〔ロ〕ホ 同上

〔二〕同上

2 〔同上〕

線通信を行う場合は、次の条件に適合するものであること。

一 使用する電波の周波数の選択は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

【二・三 略】

(時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備)

第四十九条の八の二の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

【一 略】

二 送信設備の条件

【イ・ロ 略】

ハ 空中線電力は、次のとおりであること。

(1) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇MHzのものにあつては一〇〇ミリワット以下、占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇MHz及び一〇、〇〇〇MHzのものにあつては二〇〇ミリワット以下であること。

【② 盗】

【イ・ロ 盗】

別表第二号(第6条関係)

【第1～第58 略】

第59 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

【1 略】

2 1,891.0MHz、1,899.1MHz、1,909.1MHz及び Γ 1,914.1MHzの周波数の電波を使用するもの
5,000kHz

3 1,911.6MHzの周波数の電波を使用するもの 10MHz

【第60～第79 略】

別表第三号(第7条関係)

【1～50 略】

51 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

【(1)・(2) 略】

【割る】

【一、八九五・六一六MHz、一、八九七・三四四MHz、一、九〇二・五二八MHz又は一、九〇四・二五六MHzのいずれかの周波数の電波を使用すること。

【二・三 同上】

(時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備)

第四十九条の八の二の三 【同上】

【一 同上】

二 【同上】

【イ・ロ 同上】

ハ 【同上】

(1) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇MHzのものにあつては一〇〇ミリワット以下、占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇MHzのものにあつては二〇〇ミリワット以下であること。

【② 盗】

【イ・ロ 盗】

別表第二号(第6条関係)

【第1～第58 同左】

第59 【同左】

【1 同左】

2 1,891.0MHz、1,899.1MHz及び Γ 1,914.1MHzの周波数の電波を使用するもの
5,000kHz

【新設】

【第60～第79 同左】

別表第三号(第7条関係)

【1～50 同左】

51 【同左】

【(1)・(2) 同左】

【3】 1,891.296MHzを超え1,893.146MHz以下及び Γ 1,906.1MHzを超え1,906.848MHz未満の周波数帯における不要発射の強度の許容値

52 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)及び2)並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

【1】 略】

(2) 帯域外領域における不要発射の強度の許容値

【ア 略】

イ 占有周波数帯幅の許容値が5,000kHzのもの

【7)~(4) 略】

【割る】

【注】 [略]

ウ 占有周波数帯幅の許容値が10MHzのもの

【7】 中心周波数からの離調が5MHzを超え6MHz以下の周波数帯においては、任意の30kHzの帯域幅における平均電力が-18dB以下の値

【4】 中心周波数からの離調が6MHzを超え8.6MHz以下の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-10dB以下の値

【4】 中心周波数からの離調が8.6MHzを超え9.8MHz以下の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が親機にあつては-29dB以下、子機にあつては-13dB以下の値

【5】 中心周波数からの離調が9.8MHzを超え20MHz以下の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が親機にあつては-36dB以下、子機にあつては-25dB以下の値

【4】 中心周波数からの離調が20MHzを超える周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値

【4】 7)から(4)までの規定にかかわらず、1,895.04MHzを超え1,896.192MHz以下、1,901.952MHzを超え1,903.104MHz以下及び1,903.68MHzを超え1,904.832MHz以下の周波数帯においては、任意の1.152MHzの帯域幅における平均電力が-12dB以下の値

【4】 7)から(4)までの規定にかかわらず、1,920MHzを超え1,930MHz以下の周波数帯においては、任意の10MHzの帯域幅における平均電力が親機にあつては-30dB以下、子機

ア 1,892.846MHzを超え1,893.146MHz以下及び1,906.1MHzを超え1,906.754MHz未満の周波数帯においては、任意の192kHzの帯域幅における平均電力が-31dB以下の値
イ 1,891.296MHzを超え1,892.846MHz以下及び1,906.754MHz以上1,906.848MHz未満の周波数帯においては、任意の192kHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値

52 【同左】

【1】 同左】

(2) 【同左】

【ア 同左】

イ 【同左】

【7)~(4) 同左】

【4】 7)から(4)までの規定にかかわらず、1,906.9MHzを超え1,907.9MHz以下の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が親機にあつては-36dB以下、子機にあつては-25dB以下の値

【4】 【同左】

【新設】

にあつては-15dB以下の値

[53～70 略]

[53～70 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に受けている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話に使用するための無線設備に係る電波法（以下「法」という。）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明若しくは法第三十条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）又は法第三十条の三十三第二項に規定する技術基準適合自己確認は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。

3 この省令の施行の際現にされている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話に使用するための無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例によることができる。